

議案第113号

備前市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

備前市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和3年11月30日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

備前市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例(平成17年備前市条例第86号)
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

備前市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例
に関する条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定に基づき、過疎地域の持続的
発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)第8条第1項に規定
する過疎地域持続的発展市町村計画であつて市が定めるもの(以下「過疎地域持続的発展計
画」という。)に記載された産業振興促進区域(同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域
をいう。)内において、過疎地域持続的発展計画に振興すべき業種として定めた製造業、情報

サービス業等、農林水産物等販売業(法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。)又は旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備の取得等(法第23条に規定する取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。)をいう。以下同じ。)をした者に係る固定資産税の課税について、備前市税条例(平成17年備前市条例第83号。以下「税条例」という。)の特例を定めるものとする。

第2条中「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)」に、「平成12年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

第4条中「家屋及び土地」を「当該固定資産」に、「申請書に法383条の規定に基づく償却資産の申請書を添えて、」を「申請書を」に改め、同条第4号中「竣工(予定)年月日」の次に「、償却資産にあつては、種類、数量、耐用年数、見積価格その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の備前市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の規定は、令和3年4月1日以後に取得した特別償却設備に係る固定資産税について適用し、同日の前日までに取得した特別償却設備に係る固定資産税については、なお従前の例による。

(備前市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正)

- 3 備前市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例(平成22年備前市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条中「備前市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例」を「備前市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例」に改める。

議案第113号

備前市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p><u>備前市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)</u>第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であつて市が定めるもの(以下「<u>過疎地域持続的発展計画</u>」<u>と</u>いう。)に記載された産業振興促進区域(同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。)内において、<u>過疎地域持続的発展計画に振興すべき業種として定めた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。)</u>又は<u>旅館業(下宿営業を除く。)</u>の用に供する設備の取得等(法第23条に規定する取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うもの)にあつては<u>新設又は増設に限る。)</u>をいう。以下同じ。)をした者に係る固定資産税の課税について、<u>備前市税条例(平成17年備前市条例第83号。以下「<u>税条例</u>」<u>と</u>いう。)</u>の特例を定めるものとする。</p> <p>(特例適用の範囲)</p> <p>第2条 この条例は、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第</u></p>	<p><u>備前市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u>第6条の規定に基づき、<u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定による過疎地域として公示された備前市の区域内において製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業(下宿営業を除く。)</u>の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税について、<u>備前市税条例(平成17年備前市条例第83号。以下「<u>税条例</u>」<u>と</u>いう。)</u>の特例を定めるものとする。</p> <p>(特例適用の範囲)</p> <p>第2条 この条例は、<u>過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の</u>地方税の</p>

<p>二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条第1号イに規定する特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(令和3年4月1日以後に取得したものに限り、かつ、土地については取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して適用する。</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 前条の規定の適用を受けようとする者は、新たに固定資産税が課せられることとなった年度の属する年の1月1日現在における<u>当該固定資産</u>について、次の各号に掲げる事項を記載した<u>申請書</u>を <u>1月31日までに市長に提出し</u> なければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 固定資産の種類、所在、取得年月日及び取得価格並びに土地にあつては地番、地目、地積及び家屋の着工(予定)年月日、家屋にあつては種類、構造、床面積、用途及び竣工(予定)年月日、<u>償却資産にあつては、種類、数量、耐用年数、見積価格その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項</u></p>	<p>課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)第1条第1号イに規定する特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(平成12年4月1日以後に取得したものに限り、かつ、土地については取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して適用する。</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 前条の規定の適用を受けようとする者は、新たに固定資産税が課せられることとなった年度の属する年の1月1日現在における<u>家屋及び土地</u>について、次の各号に掲げる事項を記載した<u>申請書</u>に<u>法383条の規定に基づく償却資産の申請書を添えて、1月31日までに市長に提出し</u>なければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 固定資産の種類、所在、取得年月日及び取得価格並びに土地にあつては地番、地目、地積及び家屋の着工(予定)年月日、家屋にあつては種類、構造、床面積、用途及び竣工(予定)年月日</p>
--	---